

○ 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示新旧対照条文  
 平成十三年国土交通省告示第千二十四号

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>(略)</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>第二 特殊な材料強度</p> <p>第三 基準強度</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧張り構造用集成柱の規格に適合する化粧張り構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格(昭和二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。)第四条に規定する構造用単板積層材の規格に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表六までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表七及び表八に掲げる数値とする。</p> <p>表一〜五 (略)</p> <p>表六 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度</p> <p>曲げヤング係 等級 基準強度(単位 一平方ミリメートル)</p> | <p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>(略)</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>第二 特殊な材料強度</p> <p>第三 基準強度</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧張り構造用集成柱の規格に適合する化粧張り構造用集成柱並びに構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材規格」という。)に適合する構造用単板積層材の区分に依りて次の表一から表六までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表七及び表八に掲げる数値とする。</p> <p>表一〜五 (略)</p> <p>表六 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度</p> <p>曲げヤング係 等級 基準強度(単位 一平方ミリメートル)</p> |

|     |     |     |   |       |       |
|-----|-----|-----|---|-------|-------|
| 数区分 | (略) | (略) | つきニュートン)  |       |       |
|     |     |     | $F_c$   | $F_t$ | $F_b$ |
|     |     |     | (略)   | (略)   | (略)   |
|     |     |     | この表において、曲げヤング係数区分は、単板積層材規格第四条<br>第一項表中曲げ性能欄表中に掲げる曲げヤング係数区分を表すもの<br>とする。 |       |       |

表七 (略)

表八 構造用単板積層材のせん断の基準強度

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 水平せん断性能   | 基準強度(単位 一平方ミリメートル<br>ルにつきニュートン) |
|   | (略)                             |
| この表において、水平せん断性能は、単板積層材規格第四条第一<br>項表中接着の程度欄2表中に掲げる水平せん断性能を表すものとする。 |                                 |

ロ (略)

三〇八 (略)

|     |     |     |  |       |       |
|-----|-----|-----|--|-------|-------|
| 数区分 | (略) | (略) | つきニュートン)   |       |       |
|     |     |     | $F_c$  | $F_t$ | $F_b$ |
|     |     |     | (略)  | (略)   | (略)   |
|     |     |     | この表において、曲げヤング係数区分は、構造用単板積層材規格<br>の別記3(6)ウに規定する曲げヤング係数区分を表すものとする。 |       |       |

表七 (略)

表八 構造用単板積層材のせん断の基準強度

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
| 水平せん断性能  | 基準強度(単位 一平方ミリメートル<br>ルにつきニュートン) |
|  | (略)                             |
| この表において、水平せん断性能は、構造用単板積層材規格の別<br>記3(4)ウに規定する水平せん断性能を表すものとする。 |                                 |

ロ (略)

三〇八 (略)